

令和5年度

卓越研究員事業

研究者申請受付開始

産学官における新しいキャリアパスを自ら切り拓き、
社会の様々な場でその高い能力を発揮する
意欲にあふれた若手研究者を募集します。

卓越研究員事業では、優秀な若手研究者の採用を希望する企業を含む研究機関からポストを提示していただき、並行して若手研究者からの申請を受け付けます。

申請のあった若手研究者の中から、文部科学省が優秀な人材を「卓越研究員候補者」として選考します。一方で、ポスト提示機関と若手研究者は個別に交渉を行い、当事者間交渉の結果、提示されたポストに「卓越研究員候補者」が採用された場合に、「卓越研究員」として支援を行います。

提示ポスト

企業を含む研究機関からの提示ポストは、令和5年5月下旬(予定)から日本学術振興会のウェブサイトにて公開します。

12月の最終提示期限までの間、随時ポストの新規提示を受け付け公開します。

対象者(若手研究者)

〔申請要件〕

以下①～④全てを満たすこと

- ① 博士の学位を取得した者又は博士課程満期退学者
- ② 令和6年4月1日現在、40歳未満の者
(臨床研修を課された医学系分野に在籍した者においては43歳未満の者)
※出産・育児による研究中断は別途配慮します。
- ③ 直近5年間(2018年度以降)に研究実績(博士論文も可)があること
- ④ これまで文部科学省から卓越研究員として決定されたことがない者

若手研究者の申請期間

令和5年5月12日(金)～6月15日(木)

※申請開始日は変更になる可能性があります。





スケジュール(予定)

令和5年5月下旬～ 5月12日～ 6月15日	ポスト公開開始 研究者申請期間 当事者間交渉(※)
9月～10月 10月下旬	書面審査 卓越研究員候補者及び卓越研究員の決定
10月下旬以降	卓越研究員採用機関への研究費・研究環境整備費又は産学連携活動費の支援 (補助金を希望する機関のみ)

- ※ 本事業では、ポストを提示した各研究機関と若手研究者が、個別に雇用について「当事者間交渉」を行う必要があります。選考プロセスやスケジュール等の概要は、公開されるポスト情報を必ずご確認ください。
- ※ この交渉がより一層円滑に進むよう、当事者間交渉支援機関「ブリッジプロモーター」の導入を予定しています。

どんなポストが提示されますか？

- ◆ **テニユアトラック制度での雇用、任期の定めのない雇用**
- ◆ ポストを提示する機関は、全国の国公私立大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立研究開発法人、公設試験研究機関や、研究開発活動を行っている日本国内に法人格を有する企業等が対象です。

補助金による支援とは？

- ◆ 研究機関が提示したポストに「卓越研究員候補者」が採用された場合に、当該候補者を「卓越研究員」として決定し、研究機関に対して必要に応じて補助金による支援を行います。
- ◆ ポストごとに、以下の【A】または【B】の支援を行います。(【B】は企業のみ選択可)

【A】◆卓越研究員の研究費：

卓越研究員の決定後1～2年度目(※)に限り、
卓越研究員一人当たり2年間で1,200万円を上限として支援。
(2年間の配分は自由。ただし、年間800万円を上限。人文学及び社会科学については、2年間で800万円を上限として支援し、年間500万円を上限)
※翌年度に雇用開始となり、補助金による支援対象となった場合は2～3年度目

◆研究環境整備費：

卓越研究員の決定後、原則として、**1～5年度目に各年度200万円**に在籍する卓越研究員の数を乗じた額を上限

【B】◆産学連携活動費：

卓越研究員の決定後1～5年度目に、企業が負担する**産学連携活動費の1/2を上限に各年度1,000万円まで**支援

※ 支援予算には限りがあり、補助金の支援を確約するものではありません。
必ず公募要領をご確認ください。

申請要件や補助金等の詳細はホームページや公募要領をご確認ください。